

ヤングケアラー支援の取り組みについて

令和7年9月定例議会で承認された「浦安市ケアラー支援の推進に関する条例（以下「条例」という。）」が、令和8年1月1日から施行されました。

この条例は、すべてのケアラーの人権擁護と、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指すものであり、地域の多様な主体が連携し、ケアラー支援に関する施策を総合的に推進していくためには、多くの方にケアラーに対する理解を深めていただきたいと思います。

ケアラー支援は幅広い世代を対象としますが、その中には「ヤングケアラー」と言われる子どもや若者も含まれていることから、市では、福祉部、健康子ども部、教育委員会などが連携し、ケアラー支援に取り組んでいます。

1. ヤングケアラーとは

条例に規定する「ヤングケアラー」とは、一般的に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等のケアを日常的に行っている18歳未満のケアラーを言います。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を背負うことで、本人の育ちや教育に影響することが懸念されます。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

こども家庭庁 HP 掲載

2. ヤングケアラーの現状

少子高齢化、核家族化、共働き世帯の増加といった社会的な要因や、親の病気や障がい、ひとり親家庭の増加、経済的困窮、外国語といった家庭内の要因が複合的に絡み合い、ヤングケアラーとなっている現状があります。

なお、子どもたちの中には、ヤングケアラーであるという認識がなかったり、家族の問題を他人に知られたくないとの思いから、家族内に留めてしまう場合もあり、支援が必要であっても表面化しにくい状況です。

3. ヤングケアラーが直面する課題

①学業への影響

介護や家事の負担が大きく、学校を休みがちになり成績が低下することがあります。また、進路の選択が制限される場合があります。

②心理的負担

介護等への責任感やストレスから、精神的に孤立しやすい状況にあります。

③生活の制限

自由時間が少なく、友人関係や趣味活動が制限される場合があります。

④過重な社会的責任

通訳や契約行為に立ち会うなどした際に、年齢に見合わない社会的責任を負う場合があります。

4. ヤングケアラーへの支援

これまで、関係機関との連携によりヤングケアラー支援に取り組んできましたが、令和7年度からは、こども家庭支援センターに「ヤングケアラーコーディネーター」（心理職）を配置し、各家庭の状況に合った支援に繋ぐことができるよう、更なる支援強化に努めています。

※令和7年12月末実績 1世帯（6回）の家事支援

また、表面化しにくいヤングケアラーの早期発見に向け、当事者の意向に配慮しながら、市と市民、保護者、事業者、学校及び関係機関が相互に連携を図り、包括的かつ継続的な支援ができるよう取り組んでいきます。

<委員の皆様へ>

ケアラーの役割は誰もが何らかの形で担う可能性があります。特定の人へのみ、過度に身体的・精神的な負担を負わせることは避けるべきです。特に、子どもが本来守られるべき権利を侵害されてまでのケアは、避けなければなりません。

そのため、条例の制定には、「ケアラーが孤立することがないよう社会全体で支えること」や「こどもの適切な教育の機会の確保・子どもがこどもでいられる社会の構築」を推進するなどのねらいがあります。

委員の皆様には、ヤングケアラーについて、またはその支援に関することなど何でも結構です。意見・ご感想などをお聞かせいただければと思います。